

福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見の概要

平成24年12月

国土交通省九州地方整備局
国土交通省大阪航空局

目 次

1. 対象事業の目的及び内容	1
1.1 対象事業の内容	1
(1) 対象事業の工事計画の概要	1
2. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	1
2.1 環境影響評価の項目の選定	1
(1) 環境影響評価の項目	1
2.2 調査、予測及び評価の手法の選定	1
(1) 大気環境	1
(2) 大気質	1
(3) 騒音（航空機騒音）	1
(4) 騒音（工事の実施に係るもの）	1
(5) 振動（工事の実施に係るもの）	2
(6) 低周波音	2
(7) 水質	2
(8) 人と自然との触れ合いの活動の場	2
3. その他	2

1. 対象事業の目的及び内容

1.1 対象事業の内容

(1) 対象事業の工事計画の概要

- 1) 滑走路増設工事における騒音対策については、最大限に配慮された工事手法としてほしい。

2. 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

2.1 環境影響評価の項目の選定

(1) 環境影響評価の項目

- 1) 空港への交通量と空港への送迎も含め、待合車混雑及び沿線交通量増による渋滞の環境影響評価と検討についても実施するのか。

2.2 調査、予測及び評価の手法の選定

(1) 大気環境

- 1) 大気環境調査は、季節や天候を考慮し、曇天あるいは雨天時の調査を行ってほしい。

(2) 大気質

- 1) 降下ばいじんに係る既設の測定箇所は、飛行ルートから外れている吉塚小学校の1箇所のみでありデータ不足である。環境アセスでの現地調査地点は、空港周辺4箇所となっているが、空港南東側、空港南側及び北側の航空機飛行ルート線上の箇所を追加してほしい。

(3) 騒音（航空機騒音）

- 1) 菅松小学校の上空を飛ぶ飛行機をこれ以上増やさないでほしい。菅松小学校を騒音測定場所として追加し、航空機騒音の実態を明確にするほか、増設滑走路整備後の騒音の拮がりを明確にしてほしい。
- 2) 航空機騒音による影響を的確に把握し、適切な環境保全措置を講じてほしい。
- 3) 南側からの旋回着陸の半分は、空港の東側から右旋回するルートとしてほしい。南側からの着陸時の旋回は、春日市上空を低空飛行しているケースが殆どであるため、もっと南下してから旋回することを徹底し、指導ではなくルール化し罰則規定を設ける等、徹底を図ってほしい。
- 4) 航空機騒音（自衛隊機含む）に係る測定地点を増やし、測定結果については公開してほしい。（春日市役所、春日公園、金の隈地区、西月隈、東那珂、隅田地区、月隈6丁目）
- 5) 飛行高度と地形形状と民家の環境影響評価もされるか。発着回数の増加による航空機騒音の頻度増、人体への重圧やストレス等の影響評価に対しては、どのような考えか。
- 6) 航空機の低騒音化が言われているが、早朝深夜便とも従来の騒音と変わらないことから、その実態と内容を明確にしてほしい。
- 7) 滑走路増設後の滑走路使用時間帯の延長は困る。

(4) 騒音（工事の実施に係るもの）

- 1) 空港東側及び西側の工事等予定地域は、隣接区域内に民家があり騒音（工事の実施に

係るもの)の影響があると考えられることから、現地調査地点を追加してほしい。

(5) 振動（工事の実施に係るもの）

- 1) 空港東側及び西側の工事等予定地域は、隣接区域内に民家があり振動（工事の実施に係るもの）の影響があると考えられることから、現地調査地点を追加してほしい。

(6) 低周波音

- 1) 低周波音について、菅松小学校を現地調査地点とし、測定値を公開してほしい。

(7) 水質

- 1) 水質調査は、空港の雨水が直接流れ込む上牟田川・吉塚新川でも行ってほしい。また、当該調査は、現時点と工事期間中に行い、完成まで毎年調査結果を公表してほしい。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

- 1) 人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地域及び予測地域は、対象事業実施区域の周囲約500mの範囲とあるが、この範囲だけが、工事による影響があるとは考えられず、また、滑走路増設完了後の空港周辺状況の変化も考えられることから、調査地点の設定に当たっては、地域住民との調整を事前に行ってほしい。

3. その他

- 1) 騒音防止法による空港周辺の取得用地と騒音防止法の適用を受けられない荒廃した土地が混在するため非常に見苦しい。福岡空港の将来像を考える上でも調査検討を行うべきではないか。また、移転補償跡地の管理活用が不十分であることから、環境美化に努めてほしい。
- 2) 菅松小学校周辺の航空機騒音の実態を明確にし、周辺家屋の騒音防止対策を十二分に実施してほしい。
- 3) テレビ画面の画像が乱れ従来の質と変わらないため、テレビ受信料補助を元に戻してほしい。
- 4) 防音工事の対象が建築年度で区分されるのは不平等である。防音工事のサッシが防犯用となっていないのはなぜか。
- 5) 滑走路増設事業により、騒音防止法の指定（1～3種）見直しの予定はあるのか、また、どのような基準で見直しが行われるのか。
- 6) 滑走路増設により航空機運航が増え、航空機騒音によって精神的、肉体的、財産的被害を被ることが明らかであるため、その被害に対して適切なる対処及び補償を願望する。
- 7) 菅松小学校上では航空機が頭上を3分～5分間隔で着陸するので、部品落下等の事故に注意願いたい。
- 8) 安全を保証してほしい。
- 9) 地域住民の意見を把握し今後の町づくりに活かして行きたいため、方法書、準備書、評価書それぞれに対して提出された意見を、以前行われたPIと同様に公表されることを望む。
- 10) 移転補償事業について、土地取得を行う区域を見直し拡大し、後年建築された民家も対象にするなど、対策を拡充してほしい。